

令和 7 年 3 月

萩 市 議 会 定 例 会 議 案

議 案 目 次

議案番号	件 名	
1	令和6年度萩市一般会計補正予算（第11号）	1
2	令和6年度萩市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）	9
3	令和6年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算 （第4号）	13
4	令和6年度萩市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	17
5	令和6年度萩市水道事業会計補正予算（第3号）	21
6	令和6年度萩市下水道事業会計補正予算（第3号）	27
7	令和7年度萩市一般会計予算	35
8	令和7年度萩市土地取得事業特別会計予算	37
9	令和7年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算	39
10	令和7年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算	41
11	令和7年度萩市休日急患診療事業特別会計予算	43
12	令和7年度萩市後期高齢者医療事業特別会計予算	45
13	令和7年度萩市介護保険事業特別会計予算	47
14	令和7年度萩市水道事業会計予算	49
15	令和7年度萩市下水道事業会計予算	51
16	令和7年度萩市病院事業会計予算	53
17	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	55
18	萩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正す る条例	57
19	萩市実費弁償条例の一部を改正する条例	59
20	萩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	61
21	萩市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	85
22	萩市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	89
23	萩市手数料条例の一部を改正する条例	91
24	萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	121
25	萩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部 を改正する条例	123

2 6	萩市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する 条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 5
2 7	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について・・・・・・・・	1 2 9
2 8	萩市過疎地域持続的発展計画の変更について・・・・・・・・	1 3 7
2 9	山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更 について・・・・・・・・	1 3 9
3 0	阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更につ いて・・・・・・・・	1 4 1
3 1	指定管理者の指定について・・・・・・・・	1 4 3
3 2	人権擁護委員の候補者の推薦について・・・・・・・・	1 4 5

議案第1号

令和6年度萩市一般会計補正予算（第11号）

令和6年度萩市の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440,253千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,034,092千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月13日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
12. 地方交付税		12,282,935	284,733	12,567,668
	1. 地方交付税	12,282,935	284,733	12,567,668
16. 国庫支出金		3,773,289	183,427	3,956,716
	1. 国庫負担金	2,381,325	33,327	2,414,652
	2. 国庫補助金	1,382,124	150,100	1,532,224
17. 県支出金		2,663,125	16,719	2,679,844
	1. 県負担金	1,134,457	6,902	1,141,359
	2. 県補助金	1,374,527	9,817	1,384,344
		112,976	7,238	120,214
18. 財産収入	1. 財産運用収入	75,698	7,238	82,936
20. 繰入金		2,694,584	△91,164	2,603,420
	1. 基金繰入金	2,694,584	△91,164	2,603,420
23. 市債		3,047,000	39,300	3,086,300
	1. 市債	3,047,000	39,300	3,086,300
歳 入	合 計	33,593,839	440,253	34,034,092

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
2. 総務費		5, 213, 908	1 27, 076	5, 340, 984
	1. 総務管理費	4, 662, 887	1 27, 076	4, 789, 963
3. 民生費		10, 143, 751	42, 886	10, 186, 637
	2. 障害者福祉費	2, 234, 725	2, 238	2, 236, 963
	3. 老人福祉費	2, 889, 560	1, 545	2, 891, 105
	4. 児童福祉費	2, 654, 013	39, 103	2, 693, 116
4. 衛生費		3, 554, 305	819	3, 555, 124
	1. 保健衛生費	2, 734, 436	819	2, 735, 255
6. 農林水産業費		2, 141, 305	109, 495	2, 250, 800
	1. 農業費	1, 223, 529	46, 200	1, 269, 729
	2. 林業費	373, 017	103	373, 120
	3. 水産業費	544, 759	63, 192	607, 951
		2, 144, 074	147, 182	2, 291, 256
	1. 商工費	1, 599, 576	136, 868	1, 736, 444
	2. 観光費	544, 498	10, 314	554, 812
		2, 007, 374	12, 600	2, 019, 974
8. 土木費		121, 196	5, 400	126, 596
	6. 住宅費	309, 892	7, 200	317, 092
10. 教育費		2, 752, 429	195	2, 752, 624
	1. 教育総務費	310, 767	195	310, 962
歳 出 合 計		33, 593, 839	440, 253	34, 034, 092

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	事業			金額	
		戸籍	管理	業務	上段補正後 下段補正前	金額
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍	管理	業務	事業	8,304
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰対応	生活支援	給付金	事業	49,245
	2. 障害者福祉費	がんばろう萩！	日常生活用具価格高騰対策	事業		42,549
	3. 老人福祉費	がんばろう萩！	福祉タクシー運賃高騰対策	事業		874
6. 農林水産業費	1. 農業費	がんばろう萩！	介護用品価格高騰対策	事業		1,320
	2. 林業費	がんばろう萩！	リフト付タクシー運賃高騰対策	事業		840
	3. 水産業費	がんばろう萩！	萩！農業省エネ対策	事業		62
7. 商工費	1. 商業費	土地改良施設維持	管理	事業		46,200
	2. 林業費	林道維持	管理	事業		36,601
	3. 水産業費	林道橋長寿命化	対策	事業		8,150
8. 土木費	1. 商工費	萩地方卸売市場機能保全	事業費補助	事業費		9,911
	2. 観光費	がんばろう萩！	漁船用燃油価格高騰対策	事業		1,545
	3. 土木費	玉江漁港海岸保全	事業			63,192
9. 土木費	1. 商工費	バス・タクシー運転士就職支援	事業			15,461
	2. 観光費	がんばろう萩！市内お買い物商品券	事業			2,300
	3. 土木費	乗合タクシー（萩～山口宇部空港間）運行	事業			124,375
10. 土木費	1. 商工費	トンネル補修	事業			10,296
	2. 観光費	山陰道アークセス道路整備	事業			12,250
	3. 土木費	神畑線道路整備	事業			9,744
11. 土木費	1. 商工費	橋りょう補修	事業			31,260
	2. 観光費	橋りょう補修	事業			62,769
	3. 土木費	橋りょう補修	事業			—

上段 補正後
下段 補正前

(単位：千円)

款		項			事業	名	金額
11. 災害復旧費	3. 河川	費	椿東地区急傾斜地崩壊対策事業				26,124
	5. 都市計画	費	萩駅前広場整備事業				9,337
	6. 住宅	費	がんばろう萩！住まいの断熱化資金助成事業				7,200
	1. 農林水産施設災害復旧費		農業施設災害復旧事業				31,300
			林業施設災害復旧事業				29,700
							6,800
2. 土木施設災害復旧費		費	土木施設災害復旧事業				202,319
							145,800
			市営住宅施設災害復旧事業				11,000
合 計							1,790,862
							1,220,132

第 3 表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的		上段 補正後 下段 補正前 (単位：千円)	
起 債	目 的	限 度	額
地域ケーブルテレビネットワーク整備事業費		110,700	97,600
児童クラブ空調設備改修事業費		400	300
乳幼児・子ども医療費助成事業費		44,600	43,700
河川事業県工事負担金事業費		22,900	-
消防施設整備事業費		2,700	1,900
土木施設災害復旧事業費		110,200	108,700
合 計		3,086,300	3,047,000

議案第2号

令和6年度萩市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度萩市の土地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ596千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,196千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月13日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1. 財産収入		6 0 0	5 9 6	1, 1 9 6
	1. 財産運用収入	6 0 0	5 9 6	1, 1 9 6
歳 入	合 計	6 0 0	5 9 6	1, 1 9 6

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 土地取得事業費		600	596	1,196
	1. 土地取得事業費	600	596	1,196
歳 出 合 計		600	596	1,196

議案第3号

令和6年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第4号）

令和6年度萩市の国民健康保険事業（事業勘定）特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,682,812千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月13日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
4. 財産収入		1 3 2	3 5 4	4 8 6
	1. 財産運用収入	1 3 2	3 5 4	4 8 6
歳 入	合 計	6, 6 8 2, 4 5 8	3 5 4	6, 6 8 2, 8 1 2

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
5. 基金積立金		1 3 2	3 5 4	4 8 6
	1. 基金積立金	1 3 2	3 5 4	4 8 6
歳 出 合 計		6, 6 8 2, 4 5 8	3 5 4	6, 6 8 2, 8 1 2

議案第4号

令和6年度萩市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度萩市の介護保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,570千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,252,951千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月13日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
3. 国庫支出金		1, 4 6 3, 8 6 8	6 4 4	1, 4 6 4, 5 1 2
	2. 国庫補助金	5 1 7, 0 4 0	6 4 4	5 1 7, 6 8 4
6. 財産収入		8 8	2 8 3	3 7 1
	1. 財産運用収入	8 8	2 8 3	3 7 1
7. 繰入金		1, 2 7 1, 0 5 1	6 4 3	1, 2 7 1, 6 9 4
	1. 一般会計繰入金	1, 1 8 5, 5 4 0	6 4 3	1, 1 8 6, 1 8 3
歳 入	合 計	6, 2 5 1, 3 8 1	1, 5 7 0	6, 2 5 2, 9 5 1

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1. 総務費		148,748	1,287	150,035
	1. 総務管理費	97,826	1,287	99,113
4. 基金積立金		88	283	371
	1. 基金積立金	88	283	371
歳 出 合 計		6,251,381	1,570	6,252,951

議案第 5 号

令和 6 年度萩市水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度萩市水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 令和 6 年度萩市水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

事 項	期 間	上段 補正後 下段 補正前
		限 度 額
配水池整備事業	令和 8 年度	8 4 9 , 5 6 8 千円
	令和 7 年度	2 2 5 , 6 0 0 千円

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

債務負担行為に関する調書

上段 補正後
下段 補正前

事 項	限度額	当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	企業債	損益勘定 留保資金
配水池整備事業 (6年度)	千円		千円	千円	千円
	849,568	8年度	849,568	849,500	68
	225,600	7年度	225,600	225,600	—
以 上 合 計	1,626,154		1,624,250	1,594,600	19,834
	1,002,186		1,000,282	970,700	19,766

令和 6 年度萩市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	千円
当年度純利益 (△は純損失)	△70,476
減価償却費	460,057
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	700
長期前受金戻入額	△125,514
受取利息及び受取配当金	△121
支払利息	78,688
未収金の増減額 (△は増加)	△21,330
未払金の増減額 (△は減少)	△68,979
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1
固定資産除却費	24,869
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	11,343
賞与引当金の増減額 (△は減少)	607
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	112
預り金等の増減額 (△は減少)	△121,929
小計	168,028
利息及び配当金の受取額	121
利息の支払額	△78,688
業務活動によるキャッシュ・フロー	89,461
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,160,206
国庫補助金等による収入	21,905
未収金の増減額 (△は増加)	17,290
未払金の増減額 (△は減少)	△26,924
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,147,935
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	2,052,600
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△325,559
他会計からの出資による収入	115,707
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,842,748
資金増加額 (又は減少額)	△215,726
資金期首残高	2,126,403
資金期末残高	1,910,677

令和 6 年度萩市水道事業予定損益計算書
(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

	千円	千円	千円
1 営業収益			
(1) 給 水 収 益	607,000		
(2) 受 託 工 事 収 益	50		
(3) そ の 他 営 業 収 益	8,460	615,510	
2 営業費用			
(1) 原 水 費	289,880		
(2) 配 水 費	89,358		
(3) 受 託 工 事 費	53		
(4) 業 務 費	93,294		
(5) 総 係 費	64,912		
(6) 減 価 償 却 費	460,057		
(7) 資 産 減 耗 費	24,870		
(8) そ の 他 営 業 費 用	50	1,022,474	
営 業 損 失			406,964
3 営業外収益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	121		
(2) 受 託 手 数 料	876		
(3) 県 支 出 金	4,308		
(4) 他 会 計 補 助 金	240,521		
(5) 長 期 前 受 金 戻 入	125,514		
(6) 雑 収 益	50,674	422,014	
4 営業外費用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	78,688		
(2) 雑 支 出	1,838	80,526	341,488
経 常 損 失			65,476
5 予備費			
(1) 予 備 費	5,000	5,000	△ 5,000
当 年 度 純 損 失			70,476
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			860,704
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			790,228

令和6年度萩市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

資 産 の 部

千円

千円

千円

千円

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地 336,252

ロ 建 物 748,395

減価償却累計額 △ 491,811 256,584

ハ 構 築 物 16,881,807

減価償却累計額 △ 9,209,175 7,672,632

ニ 機 械 及 び 装 置 3,763,294

減価償却累計額 △ 2,630,081 1,133,213

ホ 車 両 及 び 運 搬 具 33,405

減価償却累計額 △ 19,133 14,272

ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品 71,882

減価償却累計額 △ 41,175 30,707

ト 建 設 仮 勘 定 1,701,659

有形固定資産合計 11,145,319

(2) 無形固定資産

イ 庁 舎 利 用 権 6,658

ロ 電 話 加 入 権 302

ハ ダ ム 使 用 権 86,591

無形固定資産合計 93,551

固定資産合計 11,238,870

2 流動資産

(1) 現 金 預 金 1,910,677

(2) 未 収 金 407,304

貸 倒 引 当 金 △ 3,879 403,425

(3) 貯 蔵 品 19,663

流動資産合計 2,333,765

資 産 合 計 13,572,635

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債 5,862,509

企業債合計 5,862,509

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金 172,393

ロ 修繕引当金 180,000

	千円	千円	千円	千円
引 当 金 合 計		352,393		
固 定 負 債 合 計			6,214,902	
4 流動負債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	316,682			
企 業 債 合 計		316,682		
(2) 未 払 金		3,521		
(3) 前 受 金		69		
(4) 預 り 金		1,047		
(5) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金	11,319			
ロ 法定福利費引当金	2,239			
引 当 金 合 計		13,558		
流 動 負 債 合 計			334,877	
5 繰延収益				
長 期 前 受 金		7,154,032		
長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		△ 4,375,256		
繰 延 収 益 合 計			2,778,776	
負 債 合 計			9,328,555	
資 本 の 部				
6 資本金			3,318,299	
7 剰余金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 受贈財産評価額	24,362			
ロ 寄 附 金	3,434			
ハ その他資本剰余金	67,757			
資 本 剰 余 金 合 計		95,553		
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 建設改良積立金	40,000			
ロ 当年度未処分 利 益 剰 余 金	790,228			
利 益 剰 余 金 合 計		830,228		
剰 余 金 合 計			925,781	
資 本 合 計			4,244,080	
負 債 資 本 合 計			13,572,635	

議案第6号

令和6年度萩市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度萩市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度萩市下水道事業会計（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を、次のとおり補正する。

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
(4)主要な建設改良事業 ホ 集落排水施設改良事業	3 2 1, 9 6 0	5 2, 8 0 0	3 7 4, 7 6 0

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第1款 資本的収入	1, 3 6 0, 4 1 1	5 2, 8 0 0	1, 4 1 3, 2 1 1
第1項 企業債	5 8 2, 8 0 0	2 6, 9 0 0	6 0 9, 7 0 0
第3項 県支出金	1 8 6, 9 8 0	2 5, 9 0 0	2 1 2, 8 8 0

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第1款 資本的支出	1, 8 5 5, 4 1 1	5 2, 8 0 0	1, 9 0 8, 2 1 1
第1項 建設改良費	1, 0 2 9, 2 7 0	5 2, 8 0 0	1, 0 8 2, 0 7 0

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	既 決 額	補 正 額	計
下水道事業費	6 1 7 , 1 0 0	2 6 , 9 0 0	6 4 4 , 0 0 0

令和7年2月13日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和6年度萩市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款) 1. 資本的收入		1,360,411	52,800	1,413,211			
(項) 1. 企業債		582,800	26,900	609,700			
	1. 企業債	582,800	26,900	609,700			
					企業債	26,900	下水道事業債
(項) 3. 県支出金		186,980	25,900	212,880			
	1. 県補助金	186,980	25,900	212,880			
					県補助金	25,900	農業集落排水機能強化対策事業費

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款) 1. 資本の支出		1,855,411	52,800	1,908,211			
(項) 1. 建設改良費		1,029,270	52,800	1,082,070			
	5. 集落排水施設改良費	321,960	52,800	374,760			
					工事請負費	52,800	福栄地区マンホールポンプ監視システム更新工事 紫福地区処理場他機械設備更新工事 むつみ地区マンホールポンプ水位計更新工事

令和6年度萩市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

千円

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	0
減価償却費	1,120,687
貸倒引当金の増減額（△は減少）	917
長期前受金戻入額	△ 618,532
受取利息及び受取配当金	△ 2
支払利息	121,633
未収金の増減額（△は増加）	88,917
未払金の増減額（△は減少）	22,857
固定資産除却費	87,836
退職給付引当金の増減（△は減少）	5,000
賞与引当金の増減（△は減少）	1,124
法定福利費引当金の増減（△は減少）	220
預り金等の増減（△は減少）	△ 28,909
小計	801,748
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△ 121,633
業務活動によるキャッシュ・フロー	680,117

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,550,287
国庫補助金等による収入	765,564
未収金の増減額（△は増加）	96,284
未払金の増減額（△は減少）	△ 115,645
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 804,084

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	868,100
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 823,141
他会計からの出資による収入	278,387
財務活動によるキャッシュ・フロー	323,346

資金増加額（又は減少額）	199,379
資金期首残高	561,128
資金期末残高	760,507

令和6年度萩市下水道事業予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1 営業収益			
(1) 下水道使用料	502,869		
(2) 雨水処理負担金	70,362		
(3) その他営業収益	29,772	603,003	
2 営業費用			
(1) 管渠費	124,449		
(2) ポンプ場費	11,936		
(3) 処理場費	497,776		
(4) 総係費	136,555		
(5) 減価償却費	1,120,687		
(6) 資産減耗費	87,836		
(7) その他営業費用	1	1,979,240	
営業損失			1,376,237
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	2		
(2) 国庫支出金	17,008		
(3) 他会計補助金	915,589		
(4) 長期前受金戻入	618,532		
(5) 雑収益	779	1,551,910	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	121,633		
(2) 雑支出	49,040	170,673	1,381,237
経常利益			5,000
5 予備費			
(1) 予備費	5,000	5,000	△ 5,000
当年度純利益			0
前年度繰越利益剰余金			0
当年度未処分利益剰余金			0

令和6年度萩市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

資 産 の 部

千円 千円 千円 千円

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		1,197,499		
ロ 建 物	3,082,551			
減価償却累計額	△ 1,742,774	1,339,777		
ハ 構 築 物	46,093,799			
減価償却累計額	△ 21,128,572	24,965,227		
ニ 機 械 及 び 装 置	13,189,886			
減価償却累計額	△ 9,447,762	3,742,124		
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	11,267			
減価償却累計額	△ 7,926	3,341		
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	13,021			
減価償却累計額	△ 7,633	5,388		
ト 建 設 仮 勘 定		34,864		
有形固定資産合計			31,288,220	
固 定 資 産 合 計				31,288,220

2 流動資産

(1) 現 金 預 金			760,507	
(2) 未 収 金		91,650		
貸 倒 引 当 金		△ 4,943	86,707	
流 動 資 産 合 計				847,214
資 産 合 計				32,135,434

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		8,298,667		
企 業 債 合 計			8,298,667	
(2) 引 当 金				
イ 退職給付引当金		30,874		
引 当 金 合 計			30,874	
固 定 負 債 合 計				8,329,541

4 流動負債

(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		772,326		
企 業 債 合 計			772,326	
(2) 未 払 金			165,930	

	千円	千円	千円	千円
(3) 前受金			35	
(4) 引当金				
イ 賞与引当金		6,947		
ロ 法定福利費引当金		<u>1,335</u>		
引当金合計			<u>8,282</u>	
流動負債合計				946,573
5 繰延収益				
長期前受金			34,881,731	
長期前受金 収益化累計額			<u>△ 18,426,326</u>	
繰延収益合計				<u>16,455,405</u>
負債合計				<u>25,731,519</u>
資 本 の 部				
6 資本金				5,674,491
7 剰余金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ その他資本剰余金		<u>729,424</u>		
資本剰余金合計			<u>729,424</u>	
剰余金合計				<u>729,424</u>
資 本 合 計				<u>6,403,915</u>
負債資本合計				<u>32,135,434</u>

議案第 7 号

令和 7 年度萩市一般会計予算

令和 7 年度萩市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 8 号

令和 7 年度萩市土地取得事業特別会計予算

令和 7 年度萩市土地取得事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、
市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 9 号

令和 7 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算

令和 7 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 10 号

令和 7 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算

令和 7 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 1 1 号

令和 7 年度萩市休日急患診療事業特別会計予算

令和 7 年度萩市休日急患診療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 12 号

令和 7 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 7 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 13 号

令和 7 年度萩市介護保険事業特別会計予算

令和 7 年度萩市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、
市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 14 号

令和 7 年度萩市水道事業会計予算

令和 7 年度萩市水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 15 号

令和 7 年度萩市下水道事業会計予算

令和 7 年度萩市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 16 号

令和 7 年度萩市病院事業会計予算

令和 7 年度萩市病院事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 17 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(萩市個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 萩市個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年萩市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「法第 2 条第 8 項」を「法第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「法第 2 条第 9 項」を「法第 2 条第 10 項」に改める。

(萩市税条例の一部改正)

第 2 条 萩市税条例（平成 17 年萩市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

(萩市都市計画税条例の一部改正)

第 3 条 萩市都市計画税条例（平成 17 年萩市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

萩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

萩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 17 年萩市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第 17 条第 1 項中「規則で定める者」の次に「（第 21 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 21 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 21 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 21 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の萩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 9 条の 2 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 19 号

萩市実費弁償条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市実費弁償条例の一部を改正する条例

萩市実費弁償条例（平成 17 年萩市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「航空賃、鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料」を「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

萩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

萩市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年萩市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「月額は」の次に「、前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円」を加え、「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「前項第 2 号から第 5 号まで」に改め、「、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1 人につき 10,000 円」を削る。

第 12 条第 1 項第 2 号中「第 3 号」を「第 2 号」に、「第 5 号」を「第 4 号」に改める。

第 14 条第 1 項第 2 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第 26 条第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「5 時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前 2 項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を加え、同項第 1 号ただし書を削る。

第 27 条第 2 項中「、第 13 条第 3 項、第 14 条及び第 18 条」を「及び第 13 条第 3 項」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表（１）

職員 の 区 分	職務 の 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 再 任 短 時 勤 務 員 外 職			円	円	円	円	円	円	円
	1		183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2		184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3		185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4		186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5		188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6		189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7		191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8		192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9		194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10		196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11		197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12		199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13		201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14		202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15		204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16		206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17		207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18		209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19		210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20		212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21		213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22		215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23		216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24		218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25		220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26		221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27		223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28		224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29		225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30		226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31		227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32		228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33		230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34		231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35		232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36		233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37		234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38		235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39		236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40		237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41		238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600

42		239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43		239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44		240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45		241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46		242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47		242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48		243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49		243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50		244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51		245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52		245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53		246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54		246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55		246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56		247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57		247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58		247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59		247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60		248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61		248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62		248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63		249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64		249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65		249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66		250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67		250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68		250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69		250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70		251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71		251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72		251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73		252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74		252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75		252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76		253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77		253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78		253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79		253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80		254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81		254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82		254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83		255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84		255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85		255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86		256,000	297,100	346,000				
87		256,300	297,400	346,400				
88		256,600	297,700	346,800				
89		256,900	298,000	347,000				
90		257,200	298,300	347,400				

	91		257,500	298,600	347,800				
	92		257,800	299,000	348,200				
	93		258,100	299,200	348,400				
	94			299,400	348,800				
	95			299,700	349,200				
	96			300,100	349,500				
	97			300,300	349,800				
	98			300,600	350,200				
	99			301,000	350,600				
	100			301,400	351,000				
	101			301,600	351,500				
	102			301,900	351,900				
	103			302,200	352,300				
	104			302,500	352,700				
	105			302,700	353,200				
	106			303,000	353,600				
	107			303,300	353,900				
	108			303,600	354,200				
	109			303,800	354,700				
	110			304,200					
	111			304,600					
	112			304,900					
	113			305,100					
	114			305,300					
	115			305,600					
	116			306,000					
	117			306,200					
	118			306,400					
	119			306,700					
	120			307,000					
	121			307,400					
	122			307,600					
	123			307,900					
	124			308,200					
	125			308,500					
定年 前任 再任用 短時間 勤務員			基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
			円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2（第 4 条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		
	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		
	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
	37	388,100	459,100	516,600		
	38	389,600	460,800	517,900		
	39	391,100	462,400	519,200		
	40	392,600	464,000	520,500		
	41	394,100	465,600	521,500		
	42	394,800	466,800	522,300		

	43	395,400	468,000	523,100		
	44	396,100	469,100	523,900		
	45	397,000	470,100	524,800		
	46	397,600	471,100	525,600		
	47	398,200	472,000	526,400		
	48	398,800	472,800	527,100		
	49	399,400	473,500	527,900		
	50	399,900	474,200	528,700		
	51	400,400	474,900	529,400		
	52	400,900	475,500	530,300		
	53	401,400	476,200	531,200		
	54	401,800	476,900	532,000		
	55	402,200	477,500	532,900		
	56	402,600	478,100	533,800		
	57	403,000	478,400	534,600		
	58	403,400	479,000	535,500		
	59	403,800	479,700	536,400		
	60	404,200	480,400	537,100		
	61	404,600	480,800	537,900		
	62	405,000	481,400	538,800		
	63	405,400	482,100	539,700		
	64	405,800	482,800	540,600		
	65	406,100	483,200	541,400		
	66		483,800	542,300		
	67		484,400	543,200		
	68		484,900	544,100		
	69		485,400	544,900		
	70		485,900	545,800		
	71		486,400	546,700		
	72		486,900	547,600		
	73		487,300	548,400		
	74		487,800			
	75		488,200			
	76		488,700			
	77		489,200			
	78		489,800			
	79		490,400			
	80		490,800			
	81		491,300			
	82		491,900			
	83		492,500			
	84		493,000			
	85		493,500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300	円 573,800

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円
	１	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
	２	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
	３	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
	４	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
	５	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
	６	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
	７	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
	８	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
	９	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900

44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900		
79	255,100	292,200	329,000	350,100		
80	255,300	292,500	329,500	350,400		
81	255,500	292,800	330,000	350,900		
82	255,800	293,100	330,400	351,200		
83	256,100	293,400	330,600	351,500		
84	256,300	293,700	330,900	351,800		
85	256,500	293,900	331,300	352,200		
86		294,100	331,700	352,500		
87		294,300	332,000	352,800		
88		294,500	332,300	353,100		
89		294,900	332,600	353,500		
90		295,100	332,800	353,800		
91		295,300	333,200	354,100		
92		295,500	333,500	354,400		

	93		295,900	333,700	354,700		
	94		296,100	334,000	355,100		
	95		296,300	334,300	355,500		
	96		296,600	334,600	355,900		
	97		296,900	334,800	356,400		
	98		297,100	335,100	356,800		
	99		297,300	335,400	357,200		
	100		297,600	335,600	357,600		
	101		297,900	335,800	358,100		
	102		298,100	336,000			
	103		298,300	336,400			
	104		298,600	336,600			
	105		298,900	336,800			
	106			337,200			
	107			337,600			
	108			338,000			
	109			338,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900

17	237, 600	260, 500	289, 800	304, 600	337, 000	391, 600
18	239, 600	261, 600	290, 300	305, 500	338, 200	393, 300
19	241, 700	262, 700	290, 800	306, 400	339, 300	395, 200
20	243, 700	263, 800	291, 300	307, 300	340, 400	396, 900
21	245, 600	264, 900	291, 800	308, 100	341, 500	398, 600
22	246, 800	266, 000	292, 300	309, 000	342, 700	400, 300
23	248, 000	267, 100	292, 800	309, 900	343, 800	402, 100
24	249, 100	268, 200	293, 300	310, 800	344, 900	403, 800
25	250, 200	269, 200	293, 800	311, 600	346, 000	405, 400
26	251, 100	270, 300	294, 400	312, 500	347, 300	407, 100
27	252, 000	271, 400	295, 200	313, 400	348, 600	408, 900
28	252, 900	272, 400	296, 000	314, 300	349, 900	410, 700
29	253, 700	273, 400	296, 700	315, 100	351, 100	412, 200
30	254, 500	274, 100	297, 500	316, 200	352, 600	413, 700
31	255, 200	274, 800	298, 300	317, 300	354, 100	415, 200
32	255, 900	275, 500	299, 100	318, 400	355, 600	416, 500
33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800	417, 600
34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300	418, 700
35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700	419, 800
36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100	421, 000
37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300
38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400
39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600
40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100	
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700	
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300	
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000	
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600	
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300	

66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800	
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400	
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900	
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300	
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900	
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400	
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700	
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000	
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500	
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900	
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200	
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500	
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000	
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500	
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900	
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200	
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600	
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100	
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500	
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900	
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600		
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200		
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700		
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000		
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500		
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900		
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200		
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800		
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300		
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800		
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300		
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900		
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400		
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900		
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300		
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900		
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400		
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900		
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400		
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000		
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400		
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900		
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400		
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000		
110	297, 600	328, 500	362, 600			
111	297, 800	328, 800	363, 100			
112	298, 100	329, 100	363, 500			
113	298, 400	329, 400	363, 900			
114	298, 600	329, 800	364, 300			

115	298,900	330,100	364,800			
116	299,100	330,400	365,300			
117	299,400	330,600	365,700			
118	299,700	330,900	366,200			
119	300,000	331,200	366,700			
120	300,300	331,400	367,200			
121	300,600	331,600	367,500			
122	301,000	331,900				
123	301,300	332,200				
124	301,600	332,500				
125	301,800	332,700				
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				
128	302,700	333,600				
129	302,900	333,800				
130	303,200	334,000				
131	303,600	334,400				
132	304,000	334,600				
133	304,200	334,900				
134	304,500	335,300				
135	304,800	335,700				
136	305,100	336,100				
137	305,300	336,400				
138	305,600	336,800				
139	305,900	337,200				
140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				
148	308,600	340,500				
149	308,800	340,800				
150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				
152	309,600	342,000				
153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					
161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					

	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において萩市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 及び別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に改正後の給与条例第 11 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 重度心身障がい者」とあるのは

「(5) 重度心身障がい者 (6) 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13, 000円」とあるのは「11, 500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3, 000円とする」とする。

(萩市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 5 萩市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成17年萩市条例第289号)の一部を次のように改正する。

第28条中「、第6条、第10条」を削る。

(萩市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 6 萩市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年萩市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項のイ 医療職給料表(1)の表2級の項中「97号給」を「85号給」に、ウ 医療職給料表(2)の表3級の項中「113号給」を「109号給」に、同表4級の項中「105号給」を「101号給」に改める。

(地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 7 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年萩市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第12条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則第14条第1項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

附則第15条中「、第6条、第10条」を削る。

(萩市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 8 萩市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(令和4年萩市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

(萩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 9 萩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年萩市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「、第13条第3項、第14条及び第18条」を「及び第13条第3項」に改める。

附則別表 号給の切替表（附則第２項関係）

ア 行政職給料表（１）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	３級	４級	５級	６級	７級
１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１
６	２	１	１	１	１
７	３	１	１	１	１
８	４	１	１	１	１
９	５	１	１	１	１
１０	６	２	２	１	１
１１	７	３	３	１	１
１２	８	４	４	１	１
１３	９	５	５	１	１
１４	１０	６	６	２	１
１５	１１	７	７	３	１
１６	１２	８	８	４	１
１７	１３	９	９	５	１
１８	１４	１０	１０	６	２
１９	１５	１１	１１	７	３
２０	１６	１２	１２	８	４
２１	１７	１３	１３	９	５
２２	１８	１４	１４	１０	６
２３	１９	１５	１５	１１	７
２４	２０	１６	１６	１２	８
２５	２１	１７	１７	１３	９
２６	２２	１８	１８	１４	１０
２７	２３	１９	１９	１５	１１
２８	２４	２０	２０	１６	１２
２９	２５	２１	２１	１７	１３
３０	２６	２２	２２	１８	１４
３１	２７	２３	２３	１９	１５
３２	２８	２４	２４	２０	１６
３３	２９	２５	２５	２１	１７
３４	３０	２６	２６	２２	１８
３５	３１	２７	２７	２３	１９
３６	３２	２８	２８	２４	２０
３７	３３	２９	２９	２５	２１
３８	３４	３０	３０	２６	２２
３９	３５	３１	３１	２７	２３
４０	３６	３２	３２	２８	２４
４１	３７	３３	３３	２９	２５
４２	３８	３４	３４	３０	２６
４３	３９	３５	３５	３１	２７

44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		

93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	

23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		

72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5

18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	

67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

エ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33

46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		

95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

議案第 21 号

萩市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

萩市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年萩市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号を削り、同項第 5 号中「配偶者」の次に「（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同号を同項第 4 号とする。

第 3 条第 6 項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項及び同条第 4 項並びに第 5 条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に、「次の各号に」を「市長が」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を削り、同条第 7 項中「交通機関の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に、「次の各号に」を「市長が」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を削る。

第 4 条第 1 項中「以下」の次に「この条及び次条において」を加え、同条第 3 項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第 4 項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「当該旅行に関する」を「市長が定める」に、「を記載し、これを」を「の記載又は記録をし、当該事項を」に、「提示してしなければ」を「通知しなければ」に改め、同項ただし書中「当該旅行に関する事項を記載し、これを提示する」を「当該事項の記載又は記録をする」に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる」を「この限りでない」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合に

は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条を次のように改める。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第7条から第10条までを削り、第11条を第7条とし、同条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第12条から第28条までを削る。

第29条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

（旅費の返納）

第9条 支払担当者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

（監督）

第10条 総務部長は、この条例の適正な執行を確保するため、各部長に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

第30条を第11条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の萩市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の萩市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 3 条第 6 項及び第 7 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 9 条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

議案第 22 号

萩市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

萩市職員退職手当支給条例（平成 17 年萩市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 11 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 9 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項の規定による改正後の萩市職員退職手当支給条例第 11 条第 11 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した萩市職員退職手当支給条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 23 号

萩市手数料条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市手数料条例の一部を改正する条例

萩市手数料条例(平成 17 年萩市条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 建築物等の確認に関する事務の部建築物等確認申請手数料の款を次のように改める。

建 築 物 等 確 認 申 請 及 び 計 画 通 知 手 数 料	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する確認又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する計画の通知	床面積の合計が 30 m ² 以下のもの 1 件につき	10,000 円
		床面積の合計が 30 m ² を超え 100 m ² 以下のもの 1 件につき	17,000 円
		床面積の合計が 100 m ² を超え 200 m ² 以下のもの 1 件につき	28,000 円
		床面積の合計が 200 m ² を超え 300 m ² 以下のもの 1 件につき	35,000 円
		床面積の合計が 300 m ² を超え 1,000 m ² 以下のもの 1 件につき	71,000 円
		床面積の合計が 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下のもの 1 件につき	121,000 円
		床面積の合計が 2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下のもの 1 件につき	250,000 円

	床面積の合計が10,000㎡を超え 50,000㎡以下のもの 1件につき	450,000円
	床面積の合計が50,000㎡を超えるもの 1件につき	610,000円
建築基準法第 87条の4にお いて準用する同 法第6条第1項 の規定に基づく 建築設備に関す る確認又は同法	小荷物専用昇降機（建築基準法施行令第 146条第1項第2号に規定する小荷物 専用昇降機をいう。以下この款から建築物 等の建築物等中間検査申請及び特定工程 工事終了通知手数料の款までにおいて「小 荷物専用昇降機」という。） 1件につき	7,000円 (確認を受けた建築 設備の計画の変更を して建築設備を設置 する場合にあって は、5,000円)
第18条第2項 の規定に基づく 建築設備に関す る計画の通知	その他の昇降機 1件につき	14,000円 (確認を受けた建築 設備の計画の変更を して建築設備を設置 する場合にあって は、8,000円)
建築基準法第 88条第1項及 び第2項におい て準用する同法 第6条第1項の 規定に基づく工 作物に関する 確認又は同法 第18条第 2項の規定に基 づく工作物に関	1件につき	12,000円 (確認を受けた工作 物の計画の変更をし て工作物を設置する 場合にあつては、 7,000円)

	する計画の通知	
備考		
1 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積） (3) 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合（(4)に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1 (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 2 1戸建ての住宅の建築（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この款において「法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為又は法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為（以下この款において「特定建築行為等」という。）に限る。）であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この款において「省令」という。）第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項又は法第12条第7項に規定する適合判定通知書若しくはその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した額とする。 (1) 200㎡未満のもの 10,000円 (2) 200㎡以上のもの 11,000円 3 共同住宅等の建築（特定建築行為等に限る。）であつて、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項又は法第12条第7項に規定する適合判定通知書若しくはその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した額とする。 (1) 4戸以下のもの 34,000円		

- (2) 5～15戸以下のもの 75,000円
 - (3) 16～45戸以下のもの 94,000円
 - (4) 46戸以上のもの 132,000円
- 4 確認を受けた1戸建ての住宅の計画（当該計画が特定建築行為等に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う1戸建ての住宅の建築（特定建築行為等であるものに限る。）であって、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項又は法第12条第7項に規定する適合判定通知書若しくはその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した額とする。
- (1) 200㎡未満のもの 5,000円
 - (2) 200㎡以上のもの 5,000円
- 5 確認を受けた共同住宅等の計画（当該計画が特定建築行為等に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う共同住宅等の建築（特定建築行為等であるものに限る。）であって、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項又は法第12条第7項に規定する適合判定通知書若しくはその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した額とする。
- (1) 4戸以下のもの 17,000円
 - (2) 5～15戸以下のもの 37,000円
 - (3) 16～45戸以下のもの 47,000円
 - (4) 46戸以上のもの 66,000円
- 6 次に掲げる建築物又は工作物に係る手数料の金額は、前記の手数料の金額の半額とする。
- (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する被害（同条第2項の規定により同条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した区域内又は市長がり災地として指定した区域内のり災した建築物又は工作物に係るもので、り災の日から3月以内に建築し、又は築造するもの

(2) 公共事業により移転を命じられた日から1年以内に建築し、又は築造する建築物 (従前の延べ面積を超えない部分に限る。)又は工作物 7 市長が公益上必要があると認める場合又は災害その他特別の事由があると認める場合 において、区域、期間、用途、構造等を指定したときは、当該指定に係る建築物、建築設備又は工作物に係る手数料を徴収しないものとする。
--

別表第1 建築物等の完了検査に関する事務の部建築物等完了検査申請手数料の
款を次のように改める。

建築物等 完了検査 申請及び 工事完了 通知 手数料	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査(同法第7条の3第1項の特定工程(以下この款及び次款において「特定工程」という。)に係るものを除く。)又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する通知(同条第28項に規定する特定工程に係るものを除く。)	床面積の合計が30㎡以下のもの 1件につき	18,000円
		床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの 1件につき	26,000円
		床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの 1件につき	40,000円
		床面積の合計が200㎡を超え300㎡以下のもの 1件につき	41,000円
		床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以下のもの 1件につき	55,000円
		床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの 1件につき	79,000円
		床面積の合計が2,000㎡を超え10,000㎡以下のもの 1件につき	190,000円
		床面積の合計が10,000㎡を超え50,000㎡以下のもの 1件につき	330,000円

	床面積の合計が50,000㎡を超えるもの 1件につき	600,000円
建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査（特定工程に係るものに限る。）又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する通知（同条第28項に規定する特定工程に係るものに限る。）	床面積の合計が30㎡以下のもの 1件につき	17,000円
	床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの 1件につき	24,000円
	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの 1件につき	37,000円
	床面積の合計が200㎡を超え300㎡以下のもの 1件につき	38,000円
	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以下のもの 1件につき	54,000円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの 1件につき	77,000円
	床面積の合計が2,000㎡を超え10,000㎡以下のもの 1件につき	180,000円
	床面積の合計が10,000㎡を超え50,000㎡以下のもの 1件につき	320,000円
	床面積の合計が50,000㎡を超えるもの 1件につき	590,000円

	建築基準法第 87条の4にお	小荷物専用昇降機 1件につき	14,000円
	いて準用する同 法第7条第1項 の規定に基づく 建築設備に關す る完了検査（特 定工程に係るも のを除く。）又 は同法第18条 第20項の規定 に基づく建築設 備に關する通知 （同条第28項 に規定する特定 工程に係るもの を除く。）	その他の昇降機 1件につき	22,000円
	建築基準法第 87条の4にお	小荷物専用昇降機 1件につき	13,000円
	いて準用する同 法第7条第1項 の規定に基づく 建築設備に關す る完了検査（特 定工程に係るも のに限る。）又 は同法第18条 第20項の規定 に基づく建築設 備に關する通知 （同条第28項	その他の昇降機 1件につき	21,000円

	に規定する特定 工程に係るもの に限る。)		
	建築基準法第 88条第1項及 び第2項におい て準用する同法 第7条第1項の 規定に基づく工 作物に関する完 了検査又は同法 第18条第20 項の規定に基づ く工作物に関す る通知	1件につき	16,000円

備考

- 1 床面積の合計は、建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）
にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を同一敷地内において移
転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては当該移転、
修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 2 建築物等確認申請及び計画通知手数料の備考6及び7は、この場合に準用する。

別表第1 建築物等の中間検査に関する事務の部建築物等中間検査申請手数料の
款を次のように改める。

建 築 物 等 中 間 検 査 申 請 及 び 特 定	建築基準法第7 条の3第1項の 規定に基づく建 築物に関する中 間検査又は同法 第18条第28 項の規定に基づ	中間検査等を行う部分の床面積の合計 (以下この款において「床面積の合計」 という。)が30㎡以下のもの 1件につき	13,000円
		床面積の合計が30㎡を超え100㎡以 下のもの 1件につき	17,000円

工 程 工 事 終 了 通 知 手 数 料	く建築物に関する通知	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの 1件につき	24,000円
		床面積の合計が200㎡を超え300㎡以下のもの 1件につき	32,000円
		床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以下のもの 1件につき	50,000円
		床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの 1件につき	68,000円
		床面積の合計が2,000㎡を超え10,000㎡以下のもの 1件につき	170,000円
		床面積の合計が10,000㎡を超え50,000㎡以下のもの 1件につき	280,000円
		床面積の合計が50,000㎡を超えるもの 1件につき	580,000円
	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第2項の規定に基づく建築設備に関する中間検査又は同法第18条第28項の規定に基づく建築	小荷物専用昇降機 1件につき	12,000円
		その他の昇降機 1件につき	18,000円

設備に関する通知		
建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条の3第2項の規定に基づく工作物に関する中間検査又は同法第18条第28項の規定に基づく工作物に関する通知	1件につき	14,000円
備考 建築物等確認申請及び計画通知手数料の備考6及び7は、この場合に準用する。		

別表第1 建築物等の認定に関する事務の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の款の備考8中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

別表第1 建築物等の認定に関する事務の部建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の款を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	法第11条に規定する「建築物エネルギー消費性能適合性判定」申請又は同法第12条に規定する「建築物	1 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下	床面積の合計が300㎡未満のもの 1件につき	20,000円
			床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの 1件につき	29,000円
			床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの 1件につき	40,000円
			床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	102,000円

物エネルギー消費性能適合性判定」の通知	この款及び次款において「モデル建物法基準」という。)による判定に係るものに限る。)	1件につき	
		床面積の合計が5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの 1件につき	151,000円
		床面積の合計が10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの 1件につき	191,000円
		床面積の合計が25,000㎡以上 のもの 1件につき	237,000円
	2 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)	床面積の合計が300㎡未満のもの 1件につき	22,000円
		床面積の合計が300㎡以上 1,000㎡未満のもの 1件につき	31,000円
		床面積の合計が1,000㎡以上 2,000㎡未満のもの 1件につき	43,000円
		床面積の合計が2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの 1件につき	105,000円
		床面積の合計が5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの 1件につき	154,000円
		床面積の合計が10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの 1件につき	191,000円
		床面積の合計が25,000㎡以上	237,000円

	のもの 1件につき	
3 非住宅 建築物等 のうち工 場等の用 に供する 部分以外 の部分(モ デル建物 法基準に よる判定 に係るも のに限 る。)	床面積の合計が300㎡未満のも の 1件につき	98,000円
	床面積の合計が300㎡以上 1,000㎡未満のもの 1件につき	129,000円
	床面積の合計が1,000㎡以上 2,000㎡未満のもの 1件につき	170,000円
	床面積の合計が2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの 1件につき	279,000円
	床面積の合計が5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの 1件につき	345,000円
	床面積の合計が10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの 1件につき	485,000円
	床面積の合計が25,000㎡以上 のもの 1件につき	562,000円
4 非住宅 建築物等 のうち工 場等の用 に供する 部分以外 の部分(モ	床面積の合計が300㎡未満のも の 1件につき	173,000円
	床面積の合計が300㎡以上 1,000㎡未満のもの 1件につき	234,000円
	床面積の合計が1,000㎡以上	300,000円

		デル建物 法基準に よる判定 に係るも のを除 く。)	2,000㎡未満のもの 1件につき	
			床面積の合計が2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの 1件につき	469,000円
			床面積の合計が5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの 1件につき	568,000円
			床面積の合計が10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの 1件につき	763,000円
			床面積の合計が25,000㎡以上 のもの 1件につき	870,000円
		5 1戸建 ての住宅 (省令第 1条第1 項第2号 イ(1)及 び同号ロ (1)に定 める基準 (以下、こ の款から 建築物エ ネルギー 消費性能 適合性判 定の軽微	床面積の合計が200㎡未満のも の 1件につき	39,000円
			床面積の合計が200㎡以上のも の 1件につき	43,000円

		変更該当 証明申請 手数料の 款におい て「計算基 準」とい う。)によ る判定に 係るもの に限る。)	
	6 1戸建 ての住宅 (省令第 1条第1 項第2号 イ(2)及 び同号ロ (2)に定 める基準 又は誘導 仕様基準 (以下、こ の款から 建築物エ ネルギー 消費性能 適合性判 定の軽微 変更該当 証明申請	床面積の合計が200㎡未満のも の 1件につき	20,000円
		床面積の合計が200㎡以上のも の 1件につき	21,000円

	手数料の 款におい て「仕様基 準等」とい う。)によ る判定に 係るもの に限る。)	
7 1戸建 ての住宅 (計算基 準又は仕 様基準等 による判 定に係る ものを除 く。)	床面積の合計が200㎡未満のも の 1件につき	29,000円
	床面積の合計が200㎡以上のも の 1件につき	32,000円
8 共同住 宅等又は 複合建築 物に係る 住宅部分 (計算基 準による 判定に係 るものに 限る。)	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき	128,000円
	申請に係る戸数が5戸以上15戸 以下のもの 1件につき	267,000円
	申請に係る戸数が16戸以上45 戸以下のもの 1件につき	360,000円
	申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき	510,000円
9 共同住 宅等又は	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき	56,000円

		複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定に係るものに限る。）	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき	112,000円
			申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき	166,000円
			申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき	241,000円
		10 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(計算基準又は仕様基準等による判定に係るものを除く。)	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき	92,000円
			申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき	189,000円
			申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき	263,000円
			申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき	375,000円

備考	
1	「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設であるものをいう。
2	非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。）について判定を受ける場合の手数料の金額は、1若しくは2に定める額と3若しくは4に定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ3若しくは4に定める額のいずれか低い額とする。

- 3 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について判定を受ける場合
(住戸ごとに異なる方法で判定を受ける場合に限る。)の手数料の金額は、
当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の判定の方法及び戸数に応
じ8、9又は10に定める額を合算した額とする。
- 4 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に
係る非住宅部分の床面積の合計に応じ1若しくは2に定める額、3若しく
は4に定める額又は備考2の例により算定した額と当該複合建築物に係る
住宅部分の戸数に応じ8、9若しくは10に定める額又は備考3の例によ
り算定した額を合算した額とする。

別表第1建築物等の認定に関する事務の部建築物エネルギー消費性能適合性判
定の計画変更申請手数料及び軽微変更該当証明申請手数料の款を次のように改め
る。

建 築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定の 計画 変更 申請 手数 料	法第11 条に規定 する「建 築物エネ ルギー消 費性能適 合性判 定」申請 の計画の 変更又は 同法第1 2条に規 定する 「建築物 エネルギー 消費性 能適合性 判定」の	1 非住 宅建 築 物等 の うち工 場等 の 用に供 する部 分(モデ ル建物 法基準 による 判定に 係るも のに限 る。)	床面積の合計が300m ² 未 満のもの 1件につき	10,000円
			床面積の合計が300m ² 以 上1,000m ² 未満のもの 1件につき	14,000円
			床面積の合計が1,000m ² 以上2,000m ² 未満のもの 1件につき	21,000円
			床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの 1件につき	51,000円
			床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満の もの 1件につき	76,000円
			床面積の合計が10,000 m ² 以上25,000m ² 未満	95,000円

計画の変更の通知		のもの 1 件につき	
		床面積の合計が 2 5, 0 0 0 m ² 以上のもの 1 件につき	1 1 9, 0 0 0 円
	2 非住宅建築物のうち工場等用に供する部分(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)	床面積の合計が 3 0 0 m ² 未満のもの 1 件につき	1 1, 0 0 0 円
		床面積の合計が 3 0 0 m ² 以上 1, 0 0 0 m ² 未満のもの 1 件につき	1 5, 0 0 0 円
		床面積の合計が 1, 0 0 0 m ² 以上 2, 0 0 0 m ² 未満のもの 1 件につき	2 2, 0 0 0 円
		床面積の合計が 2, 0 0 0 m ² 以上 5, 0 0 0 m ² 未満のもの 1 件につき	5 3, 0 0 0 円
		床面積の合計が 5, 0 0 0 m ² 以上 1 0, 0 0 0 m ² 未満のもの 1 件につき	7 8, 0 0 0 円
		床面積の合計が 1 0, 0 0 0 m ² 以上 2 5, 0 0 0 m ² 未満のもの 1 件につき	9 5, 0 0 0 円
		床面積の合計が 2 5, 0 0 0 m ² 以上のもの 1 件につき	1 1 9, 0 0 0 円
	3 非住宅建築物	床面積の合計が 3 0 0 m ² 未満のもの	5 0, 0 0 0 円

	物等のうち工場等用に供する部分以外の部分（モデル建築物法基準による判定に係るものに限る。）	1件につき	
		床面積の合計が300m ² 以上1,000m ² 未満のもの	65,000円
		1件につき	
		床面積の合計が1,000m ² 以上2,000m ² 未満のもの	86,000円
		1件につき	
		床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	140,000円
		1件につき	
		床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	173,000円
		1件につき	
4	非住宅建築物等のうち工場等に供する部分以外の部分	床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	243,000円
		1件につき	
		床面積の合計が25,000m ² 以上のもの	282,000円
		1件につき	
		床面積の合計が300m ² 未満のもの	87,000円
		1件につき	
	物等のうち工場等に供する部分以外の部分	床面積の合計が300m ² 以上1,000m ² 未満のもの	117,000円
		1件につき	
		床面積の合計が1,000m ² 以上2,000m ² 未満のもの	151,000円
	物等のうち工場等に供する部分以外の部分	1件につき	

	(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)	床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの 1件につき	235,000円
		床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの 1件につき	285,000円
		床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの 1件につき	382,000円
		床面積の合計が25,000m ² 以上のもの 1件につき	435,000円
5	1戸建ての住宅(計算基準による判定に係るものに限る。)	床面積の合計が200m ² 未満のもの 1件につき	20,000円
		床面積の合計が200m ² 以上のもの 1件につき	22,000円
6	1戸建ての住宅(仕様基準等による判定)	床面積の合計が200m ² 未満のもの 1件につき	10,000円
		床面積の合計が200m ² 以上のもの 1件につき	11,000円

	に係る ものに 限る。)		
7	1戸 建ての 住宅(計 算基準 又は仕 様基準 等によ る判定 に係る ものを 除く。)	床面積の合計が200㎡未 満のもの 1件につき	15,000円
		床面積の合計が200㎡以 上のもの 1件につき	16,000円
8	共同 住宅等 又は複 合建築 物に係 る住宅 部分(計 算基準 による 判定に 係るも のに限 る。)	申請に係る戸数が4戸以下 のもの 1件につき	64,000円
		申請に係る戸数が5戸以上 15戸以下のもの 1件につき	134,000円
		申請に係る戸数が16戸以 上45戸以下のもの 1件につき	181,000円
		申請に係る戸数が46戸以 上のもの 1件につき	256,000円

	9 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定に係るものに限る。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき	28,000円
		申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき	57,000円
		申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき	84,000円
		申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき	122,000円
	10 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準又は仕様基準等による判定に係るものを除く。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき	46,000円
		申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき	95,000円
		申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき	132,000円
		申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき	188,000円

備考

- 1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設であるものをいう。
- 2 非住宅建築物等(工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。)について判定を受ける場合の手数料の金額は、1若しくは2に定める額と3若しくは4に定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ3若しくは4に定める額のいずれか低い額とする。
- 3 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について判定を受ける場合(住戸ごとに異なる方法で判定を受ける場合に限る。)の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の判定の方法及び戸数に応じ8、9又は10に定める額を合算した額とする。
- 4 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ1若しくは2に定める額、3若しくは4に定める額又は備考2の例により算定した額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ8、9若しくは10に定める額又は備考3の例により算定した額を合算した額とする。

別表第1 建築物等の認定に関する事務の部建築物エネルギー消費性能適合性判定の計画変更申請手数料の款の次に次のように加える。

建築物エネルギー消費性能適合性判定の軽微	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省	1 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分(モデル建築物基準	床面積の合計が300㎡未満のもの 1件につき	10,000円
			床面積の合計が300㎡以上 1,000㎡未満のもの 1件につき	14,000円
			床面積の合計が1,000㎡以上 2,000㎡未満のもの 1件につき	21,000円
			床面積の合計が2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	51,000円

変更 該当 証明 申請 手数 料	令第5 号)第1 3条に規 定する軽 微変更該 当証明	による 判定に 係るも のに限 る。)	1件につき	
			床面積の合計が5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの 1件につき	76,000円
			床面積の合計が10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの 1件につき	95,000円
			床面積の合計が25,000㎡以上の もの 1件につき	119,000円
		2 非住 宅建築 物等の うち工 場等の 用に供 する部 分(モデ ル建物 法基準 による 判定に 係るも のを除 く。)	床面積の合計が300㎡未満のもの 1件につき	11,000円
			床面積の合計が300㎡以上 1,000㎡未満のもの 1件につき	15,000円
			床面積の合計が1,000㎡以上 2,000㎡未満のもの 1件につき	22,000円
			床面積の合計が2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの 1件につき	53,000円
			床面積の合計が5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの 1件につき	78,000円
			床面積の合計が10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの 1件につき	95,000円
			床面積の合計が25,000㎡以上の もの	119,000円

	1件につき	
3 非住宅建築物のうち工場等	床面積の合計が300㎡未満のもの 1件につき	50,000円
用に供する部分以外	床面積の合計が300㎡以上 1,000㎡未満のもの 1件につき	65,000円
の部分（モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）	床面積の合計が1,000㎡以上 2,000㎡未満のもの 1件につき	86,000円
	床面積の合計が2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの 1件につき	140,000円
	床面積の合計が5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの 1件につき	173,000円
	床面積の合計が10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの 1件につき	243,000円
	床面積の合計が25,000㎡以上のもの 1件につき	282,000円
4 非住宅建築物のうち工場等	床面積の合計が300㎡未満のもの 1件につき	87,000円
用に供する部分以外	床面積の合計が300㎡以上 1,000㎡未満のもの 1件につき	117,000円
	床面積の合計が1,000㎡以上 2,000㎡未満のもの 1件につき	151,000円

の部分 (モデル建物 法基準 による 判定に 係るもの を除く。)	床面積の合計が2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの 1件につき	235,000円
	床面積の合計が5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの 1件につき	285,000円
	床面積の合計が10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの 1件につき	382,000円
	床面積の合計が25,000㎡以上の もの 1件につき	435,000円
5 1戸 建ての 住宅(計 算基準 による 判定に 係るもの に限る。)	床面積の合計が200㎡未満のもの 1件につき	20,000円
	床面積の合計が200㎡以上のもの 1件につき	22,000円
6 1戸 建ての 住宅(仕 様基準 等による 判定に 係るもの に限る。)	床面積の合計が200㎡未満のもの 1件につき	10,000円
	床面積の合計が200㎡以上のもの 1件につき	11,000円

7 1 戸 建 て の 住 宅 (計 算 基 準 又 は 仕 様 基 準 等 に よ る 判 定 に 係 る も の を 除 く。)	床面積の合計が200㎡未満のもの 1 件につき	15,000円
	床面積の合計が200㎡以上のもの 1 件につき	16,000円
8 共 同 住 宅 等 又 は 複 合 建 築 物 に 係 る 住 宅 部 分 (計 算 基 準 に よる 判 定 に 係 る も の に 限 る。)	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1 件につき	64,000円
	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下 のもの 1 件につき	134,000円
	申請に係る戸数が16戸以上45戸以 下のもの 1 件につき	181,000円
	申請に係る戸数が46戸以上のもの 1 件につき	256,000円
9 共 同 住 宅 等 又 は 複 合 建 築 物 に 係 る 住 宅	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1 件につき	28,000円
	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下 のもの 1 件につき	57,000円
	申請に係る戸数が16戸以上45戸以	84,000円

		部分（仕様基準等による判定に係るものに限る。）	下のもの 1件につき	
			申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき	122,000円
		10 共同住宅	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき	46,000円
		等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準又は仕様基準等による判定に係るものを除く。）	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき	95,000円
			申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき	132,000円
			申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき	188,000円

備考

- 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設であるものをいう。
- 非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。）について判定を受ける場合の手数料の金額は、1若しくは2に定める額と3若しくは4に定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面

積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ3若しくは4に定める額のいずれか低い額とする。

3 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について判定を受ける場合（住戸ごとに異なる方法で判定を受ける場合に限る。）の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の判定の方法及び戸数に応じ8、9又は10に定める額を合算した額とする。

4 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ1若しくは2に定める額、3若しくは4に定める額又は備考2の例により算定した額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ8、9若しくは10に定める額又は備考3の例により算定した額を合算した額とする。

別表第1建築物等の認定に関する事務の部建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の款中「第34条」を「第29条」に、「第35条」を「第30条」に、「第36条」を「第31条」に改め、同款中「法第41条に規定する「建築物のエネルギー消費性能」の認定」の項を削る。

別表第1建築物等の認定に関する事務の部建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の款中「第36条」を「第31条」に、「第35条」を「第30条」に改める。

別表第3開発行為の許可等に関する事務の部の次に次のように加える。

中間 検査 及び 定期 報告 に関 する 事務 （開 発許	中間検査 申請手数 及び料	宅地造成 及び特定 盛土等規 制法第 15条第 2項の規 定により 同法第 12条第 1項の許	中間検査を行う部分の盛土等面積（以下この項において「中間検査面積」という。）が 10,000㎡以下のもの 1件につき	5,200円
			中間検査面積が10,000㎡を超え 20,000㎡以下のもの 1件につき	8,400円
			中間検査面積が20,000㎡を超え 40,000㎡以下のもの 1件につき	12,000円

可により許可を受けたものとみなされる工事に限る。)	可を受け	中間検査面積が40,000㎡を超え	20,000円
	たものと	70,000㎡以下のもの	
	みなされ	1件につき	
	た工事又	中間検査面積が70,000㎡を超え	29,000円
	は同法第	100,000㎡以下のもの	
	34条第	1件につき	
	2項の規	中間検査面積が100,000㎡を超えるも	38,000円
	定により	の	
	同法第	1件につき	
	30条第		
	1項の許		
	可を受け		
	たものと		
	みなされ		
	た工事に		
	係るもの		
	(国又は		
	県が行う		
	工事に係		
	るものを		
	除く。)に		
	限る。		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 2 4 号

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年萩市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

萩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正 する条例

萩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 17 年萩市
条例第 253 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長 班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の萩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 26 号

萩市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部
を改正する条例

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の 一部を改正する条例

萩市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成
24 年萩市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資
格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以
下同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土
木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1 年 6 月以上水道に
関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しく
は電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上水道
に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専
門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門
学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校（次号において「短期大
学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した
後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、
2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修

めて卒業した後、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) ５年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第１号又は第２号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号の卒業生にあつては１年以上、第２号の卒業生にあつては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 外国の学校において、第１号から第６号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(水道技術管理者の資格)

第４条 法第１９条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については3年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については3年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）ごとに規定する水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の萩市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。

議案第 27 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

総合整備計画書

山口県萩市見島本村辺地
(辺地の人口551人・面積4.0km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

いくらげ、うね、そせ婦、なごうた、なごう田、浦地、横畑、王神、下坂下り、下城ケ原、下杖畑、下大平、下中山、下尾山、下蓑干、下老ノ木、河原畑、角畑、茅ノ内、久保田、宮崎、堅田、見田、後通り、江良、荒谷、高見山、高上、山口、山崎、寺山、住吉、小柄作、上ノ山、上杖畑、上大平、上中山、上蓑干、神田、吹戸、瀬畑、瀬付、瀬附、正覚坊、西遠田、西栗畑、西赤穂津、西大内、西樽見、西通り、西払子、石原、石原畑、扇畑、前尾山、草谷、蔵干、蔵崎、打越、大角畑、大久保、大歳、大谷、大峠、棚ケ上、中小路、中尾山、天女、田屋、田尻、東赤穂津、東大内、東通り、東払子、南赤穂津、南払子、八町八反、晚台山、晚臺山、樋ノ口、俵畑、苗代、平瀬、別屋、片く、片尻、法入道、北坂下り、北正覚坊、北尾山、槇、満ぜ、名切、明屋、明氏田、木ノ口、目崎、薬師畑、藪作り、遊禰、老ノ木

(2) 地域の中心の位置

萩市見島19番地8

(3) 辺地度点数

231点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本土（浜崎港）から北方44.3kmの日本海西部に浮かぶ孤立小型の離島である。

交通機関は、1日2～3往復の定期船が就航し、約70分で辺地と本土を結んでいる。産業は農業及び漁業が中心で、これに観光業が付随している。

これまで生活基盤施設や教育文化施設の整備、農水産業振興のための諸事業を推進してきたが、今後さらに生活環境等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

3 公共施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 区分 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
診療施設	萩市	17,590	8,794	8,796	8,500
情報通信施設	萩市	30,200		30,200	19,900
共同牛舎施設	萩市	150,739	69,611	81,128	81,000
集会施設	萩市	11,631		11,631	11,500
合 計		210,160	78,405	131,755	120,900

総合整備計画書

山 口 県 萩 市 大 島 辺 地
(辺地の人口 6 5 2 人・面積 2. 5 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

しとふせ、たこの瀬、たたか瀬、ニリ原、沖手、花津良、巻詰、丸山、宮ノ脇、櫛毛、山角、枝迫、寺山、持山、芝原、焼竹、常村、水ノ上、清ケ久保、石組、赤はげ、川ノ上、大久保、大能、中尾、長磯、長迫、長畠、長浜、塚小勢、辻山、田渕河地、斗麦、東川地、堂庄原、奈良木、鉢ケ尾、美ノ小瀬、平原、平畠、壁ノ上、片山、片尾、法花屋敷、毛無、蓼原

(2) 地域の中心の位置

萩市大島 3 1 番地

(3) 辺地度点数

1 3 3 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本土（浜崎港）から北方 9. 0 km の日本海西部に浮かぶ外海本土近接型の離島である。

交通機関は、1 日 4 ～ 5 往復の定期船が就航し、約 2 5 分で辺地と本土を結んでいる。人口は、辺地の南部に密集しており、産業は、農業及び漁業依存型の構造となっている。

これまで生活基盤施設や教育文化施設、道路の整備、農水産業振興のための諸事業を推進してきたが、今後さらに生活環境等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

3 公共施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 区分 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
防災行政無線	萩市	15,982		15,982	15,900
公民館	萩市	100,711		100,711	100,700
老人福祉施設	萩市	45,385		45,385	22,600
診療施設	萩市	123,075	25,772	97,303	97,000
消防施設	萩市	10,038		10,038	9,900
教員住宅	萩市	2,996		2,996	2,900
合計		298,187	25,772	272,415	249,000

総合整備計画書

山 口 県 萩 市 弥 富 辺 地
(辺地の人口374人・面積23.2km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

河内、東河内、中オケ埜、前軍場、行場、むくろじ、巻佛、中惣助、下惣助、上惣助、臺田、惣助、野地、古宮、大畠、原田、宮ヶ埜、道佛、蔭入道、中山谷、岩鼻、火竹浴、オケ埜、下向殿、二ノ中山谷、上向殿、中向殿、山ノ神、松尾谷、金口、三積、湯生田、橋ノ本、長浴、杉山、休ノ本、森ヶ原、オケ埜尻、下亥ノ迫尻、河ヶ浴、奥畑、長畠、下須通、下奥畑、崩ヶ埜、上須通、芝、柚ノ木、有ノ木、女山埜、中奥畑、法師ヶ浴、松原、迫、畠田、山下、下浴、亥ノ迫、賀納松、小田、亥ノ迫尻、田ノ口浴、田ノ口、田屋、郷六、上土居、中土居、附廻、杵な、上亥ノ迫、炭山、落山、下河原、野々元、大工屋敷、奈古地、札ヶ尾、上大坪、深浴、中開作、下オケ埜、西河内、鍛冶屋敷、観音原、山谷、登り尾、下大崩、焼暮、大崩、桧ノ木、中村、下大坪、須通り、宮ノ奥、大道平、中馬場、大久保、堤、志ば、東堤、北堤、上山崎、稲田、地藏元、王子ヶ前、平治郎、竹ノ内、山崎、下土居、仙田、代山、大所、青柿、代明、熊ヶ谷、大坪、惣治郎、臺山、柿澄、無久呂地、奈古屋、大町、藪ヶ浴、長分、坂根、須通、昆布口、石佛、大平、屋敷田、南久保、開作、赤迫、善神、中坪、堂ノ前、岸ヶ本、萩原、亥ノ尻、赤土、深田、鳥屋ノ前、岩ヶ本、舟ヶ浴、神田、仮足、八ヶ久保、鳥越、清水、半ノ田、榎ノ木田、違田、道ノ前、中河原、行成、姥屋敷、下亥ノ迫、土居、段ノ原、瀧ヶ迫、神出、土井手、上下河原、上落山、下ノ馬場、亀ノ甲、恵美須ヶ森、上野地、館、軍場、樋口、丹波ヶ浴、法印給、金町、善才、法印絵、中堤、青木、屋形、向河内、古坂、芋ヶ浴、石ヶ休、下ノ浴、太布ノ木、水上、鳥帽子明、堂ノ本、中野地、廣間、湯蓋、い毛ヶ浴、檜木奥、中野、登尾、明見、笹ヶ埜、焼場、エボシ明、中亥ノ迫、向殿、な古地、いづらぐち、栗ノ浴、古屋ヶ原、大橋、掛ノ下、たぶの木、大浴、森ヶ埜、着ノ浴、中山、恵ぼし方、山神、臺ノ田、焼餅埜、田ノ口埜、廣ノ儀、蔭入道浴、地藏元、平ノ尻、かじ屋敷、木屋ヶ原、橋本、ひノ木、榎木田、小谷、小谷口、川平、鬼岩、神田、田原、中塚、狸平、臺、牛船、下畑、亀ノ甲、狐尾、掛平、栃木、竹ノ尾、大迫、柿ノ木原、堤下、阿城、郷ノ前、宮ノ下、伊織ヶ浴、坂辻、黒杭、向原、上市、中市、鍛冶屋、井手平、桑原、石原、樋口、上穴久保、檜ヶ浴、佛ヶ埜、上檜ヶ浴、本浴、當ヶ浴、平畠、流田、下本浴、生勧防、河内畑、寺田、下當ヶ浴、下佛ヶ埜、滑迫、軍場、下城ヶ谷、青木ヶ本、鹿遊、北行成、立平、横屋、榎田、河内神、鳥越、丸山、中ノ坪、柳川、横屋原、一ノ谷、名主分、長濱、中入、下穴久保、真

名ノ臺、真名臺、境、中藪、足平、大坪、大森、朴、上小田、いら尾、坂根、牛ヶ迫、下神白、木城河内、須賀、障子ヶ迫、岡、陰平、堂ヶ原、榎木田、蛇ノ尾、古森、黒岩、姥喰、石ヶ本、たぶがう津、上一ノ谷、大谷、原竹、突抜、さな口、上神防、小垣、楮原、南行成、向河内、椎ノ木埜、浴田、畔畑、南谷、水上、大田、大野、中尾、蔭平、括り木、神島、牛畑、神白、五反田、入野、上古川、すげヶ迫、高江埜、森下、松ヶ尾立山ノ尾、松ヶ尾、弥迫、向山清水ノ平、梅ノ木埜、三原ヶ迫、通迫、上田中、あんの浴、遠田、下中村、安ノ浴尻、板潜、道永、下松、中村、爐迫、石切ヶ埜、金谷東側、大橋、茶畑浴、向山、下田中、水神森、とちの木、車坂、下市、當ノ上、沖田、荒神原、ひぢり河内、寺屋敷、金谷、かづら、がふとう、藪尻、室ヶ谷、火ノ迫、岩ヶ本、白別當、禮ヶ埜、大浴、小竹原、椿ヶ本、火渡、埜ノ原、松ヶ迫、水呉川、西ヶ浴、上大淵、ヤ治ヶ迫、猿屋、たたみ原、溝落、さるや、たたみ、六分一、永屋、寺尾、當ノ浴、森、下森沖、後、熊ヶ埜、中隠居、上森沖、水神川、ぬた久保、野中、和田、藤木、水船、杉臺、寺ノ前、上ノ岡、安要寺、上神白、西、芝、水久保、岩ヶ元、木戸岩、明権寺、一万、田尻、礼ヶ埜、たゝみ、つか尾、大埜、登屋、ゆるぎ橋、漆畑、切抜、眞名ヶ平、扇島、うるし島、添島、上土居、いはい免、埜浴、溝下、竹のはな、上和田、古川、龍權堂、中河原、下田尻、とび可す、下狸平、つが尾、小坂、ださい、下古川、蒲原、井手ヶ原、生観坊、山ノ埜、合嶋、安ノ浴、上合嶋、上本浴、屋敷畑、よりやヶ迫、浴平、榎ノ木、流田浴、防主田、團子石、石井手、だんご石、浴、寿げヶ迫、大滑、岡山、入防、水谷、大津、森原、上古森、中藪、下森、久兵衛奥、上佛ヶ埜、芋ヶ浴、熊ヶ岳、丸小山北側、古屋、志をれ、しぼりヶ浴、流田川端、提頭、天神平、當ヶ原、保曾浴、木屋ヶ浴、奥木屋ヶ浴、高平、滑、瀧根、及谷北側、八久保、引屋敷、長浴、大道平、林原、藤木宮ノ尾、懸平、吉部ヶ也、及谷南側、藤木埜、藤木埜上平、及谷奥板替、寺野前、善ヶ平、狸穴、小田、丸小山東側、丸小山南側、上和田北側、水谷東平、桑ノ木田、桑ノ木田、岸高、森平、藤木埜下平、上城ヶ谷、出張、弥迫中尾、小鍬、大浴尻、青木、下檜ヶ浴、長濱山、芋尻、下佛ヶ浴、中山、水谷奥、岩や、岩屋、吉部ヶ瀬、水谷西平、吉部ヶ也奥、平野、下神島、上山崎、田島、清水、若ヶ塚、うつぎ、大鍬、登尾、一ツヤ、茅ヶ迫、桑原後平、上和田下タ、森埜、大平、上田ヶ平、穴久保、下陰平

(2) 地域の中心の位置 萩市大字弥富下4041番地10

(3) 辺地度点数 200点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

弥富辺地は、市中心部から約27km北東の、農業が基幹産業の中山間地域に位置している。

公共交通機関は、令和2年度から民営のバスが廃止路線となったことから、市により生活バスの運行が行われている。

これまで、生活基盤施設や教育文化施設、農業振興のための諸事業を推進してきたが、今後さらに生活環境等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

3 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
高齢者福祉施設	萩市	18,107		18,107	9,000
観光施設	萩市	25,405	451	24,954	24,900
診療施設	萩市	11,594	5,142	6,452	6,300
集会施設	萩市	20,800		20,800	19,200
合計		75,906	5,593	70,313	59,400

議案第 28 号

萩市過疎地域持続的発展計画の変更について

萩市過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)の一部を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年2月13日提出

萩市長 田 中 文 夫

持続的発展 施策区分	変更後	変更前
	事業名 (施設名)	事業名 (施設名)
5 生活環境の整備	(1) 水道施設	(1) 水道施設
	上水道	上水道
	<u>その他</u>	

議案第 29 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日限り田布施・平生水道企業団を脱退させ、並びに令和 7 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 6 号に規定する事務を共同処理する団体に下関市を加え、同条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体に柳井地域広域水道企業団を加え、及び同条第 9 号に規定する事務を共同処理する団体に山口市を加えること並びにこれに伴い山口県市町総合事務組規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

山口県市町総合事務組規約の一部を改正する規約

別表第 1 中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第 2 の 6 の項中「宇部市」を「下関市（別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。）、宇部市」に改め、「、田布施・平生水道企業団」を削り、同表の 8 の項中「周南東部環境施設組合」の次に「、柳井地域広域水道企業団（別表第 4 に規定する事務に限る。）」を加え、同表の 9 の項中「萩市」を「山口市、萩市」に改め、同表の 11 の項中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第 3 中「

団 体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員

	2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員
--	------------------------------

」を

「

団 体	対象とする非常勤の職員
下関市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員

」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 第3条第8号に規定する事務のうち対象とする事務(第3条関係)

団 体	対象とする事務
柳井地域広域水道 企業団	地方公務員法第3章第6節の2に規定する退職管理に関する事務

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 30 号

阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更について

阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

萩市長 田 中 文 夫

阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 12 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
萩市国民健康保険佐々並診療所	医療法人丘病院	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
萩市生活館	J A 協同サポート山口株式会社	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
萩市むつみ地域世代間交流拠点施設	社会福祉法人萩市社会福祉協議会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
萩市見島ふれあいセンター	社会福祉法人萩市社会福祉事業団	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
萩市むつみ高齢者生活支援ハウス	社会福祉法人紫雲会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
萩・福祉複合施設かがやき	社会福祉法人萩市社会福祉事業団	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
萩市中津江・福祉複合施設なごみ	社会福祉法人萩市社会福祉事業団	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
萩市無田ヶ原口高齢者生活支援ハウスおとずれ	社会福祉法人萩市社会福祉事業団	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
萩市須佐高齢者障がい者支援センター	社会福祉法人萩市社会福祉協議会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
萩市さんみ苑	社会福祉法人ふたば園	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
萩市障がい者福祉作業所つばき園	特定非営利活動法人つばき園	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
萩市須佐・福祉複合施設やまびこ	社会福祉法人萩市社会福祉事業団	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
萩市鶴江介護予防センター	社会福祉法人萩市社会福祉協議会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
萩市越ヶ浜介護予防センター	越ヶ浜自治会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
萩市浜崎介護予防センター	浜崎二区町内会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

萩市かがやき介護予防センター	社会福祉法人萩市社会福祉事業団	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
萩やすらぎ苑斎場	株式会社コープ葬祭	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
須佐火葬場	株式会社コープ葬祭	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
うり坊の郷k a t a m a t a	うり坊の郷k a t a m a t a	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
こいこいがんこ村	株式会社あわや	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
道の駅「ゆとりパークた まがわ」	株式会社たまがわ	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
萩市ふれあいステーション須佐	一般社団法人須佐おもてなし協会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
萩・むつみの恵	企業組合むつみ・キッチンばあーば	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
萩セミナーハウス	特定非営利活動法人NPO 萩まちじゅう博物館	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

議案第 3 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

萩市における人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦することについて、
人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、市
議会の意見を聞く。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

現 住 所



かじ やま はつ え
梶 山 初 江



略 歴

現 人権擁護委員

現 住 所



よし おか けん しん
吉 岡 顕 真



略 歴

現 教専寺住職

現 保護司

現 住 所

いし だ のり お
石 田 憲 雄

略 歴

現 人権擁護委員

現 住 所

の がみ ひで あき
野 上 英 昭

略 歴

現 萩市公民館職員

現 住 所

ひさ みつ むね ひろ
久 光 宗 博

略 歴

現 人権擁護委員

現 住 所

おか ひろ とし
岡 泰 俊

略 歴

現 人権擁護委員